

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成28年7月20日 00時10分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市名瀬港 名瀬港東防波堤灯台から真方位103°60m付近 (概位 北緯28°24.0′ 東経129°30.2′)
事故の概要	貨物船隆山丸は、出港中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 隆山丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140728、鹿児島荷役海陸運輸株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首部に凹損等 防波堤 ケーソンに衝突した痕跡
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、鹿児島県和泊町伊延港に向けて、船長が、単独の船橋当直につき、名瀬港西防波堤灯台（灯質：単閃赤光、毎4秒に1閃光 光達距離：約3海里）の灯光を船首目標とするつもりで、名瀬港左大熊岸壁を出港した。</p> <p>船長は、約5ノットの対地速力で手動操舵により北進中、甲板作業が終了したので前部甲板の荷役灯を消して船首方を見たところ、名瀬港東防波堤灯台（灯質：単閃緑光、毎4秒に1閃光 光達距離：約5海里）の灯光を認め、名瀬港東防波堤（以下「東防波堤」という。）に接近していることに気付いて機関を後進にかけた。</p> <p>本船は、行きあしが止まらず、東防波堤に衝突した。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報し、自力航行で名瀬港佐大熊岸壁に着岸した。</p> <p>船長は、本事故当時、ふだん夜間の出港時に使用する船橋の両ウイングから前方を照らす作業灯（水銀灯）を間違えて消してしまったので、代わりに船尾方に向けて上甲板を照らす前部甲板の荷役灯（水銀灯）を点灯していた。</p> <p>船長は、本事故当時、前部甲板の荷役灯の光によって船橋から船首方が見えにくいと感じ、レーダーやGPSプロッターを起動していたが、ふだんから入出港時に目視で周囲を確認していたので、レーダーやGPSプロッターを見ていなかった。</p>

	<p>船長は、本事故後、名瀬港沖防波堤灯台（灯質：単閃赤光、毎3秒に1閃光 光達距離：約7.5海里）の灯光を名瀬港西防波堤灯台の灯光と思っていたことに気付いた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、船長が、前部甲板の荷役灯を点灯していたことから、見張りの妨げとなり、名瀬港沖防波堤灯台の灯光を船首目標とするつもりでいた名瀬港西防波堤灯台の灯光と誤認していることにも、東防波堤に接近していることにも気付かず航行し、東防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから入出港時に目視で周囲を確認し、レーダーやGPSプロッターを見ていなかったことから、荷役灯の光によって船首方が見えにくい状況下、レーダーやGPSプロッターを活用して船位を確認しなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、船長が、前部甲板の荷役灯を点灯していたため、見張りの妨げとなり、名瀬港沖防波堤灯台の灯光を船首目標とするつもりでいた名瀬港西防波堤灯台の灯光と誤認していることにも、東防波堤に接近していることにも気付かず航行し、本船が東防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見張りの妨げとなるような荷役灯を点灯しないこと。</li> <li>・夜間、港内を航行する際は、レーダー及びGPSプロッターを活用して船位の確認を行うこと。</li> </ul>